

三番瀬再生会議への追加報告書

テーマ名：ラムサール条約

WG代表者名：倉阪委員

<p>1 議論の経過</p>
<p>(1) WGの構成：倉阪（代表者）、本木、木村、松崎、大野の各委員 (2) 開催状況（会場は千葉県三番瀬サテライトオフィス） 第3回会議 平成22年9月10日開催（倉阪・本木・木村・松崎委員出席）</p>
<p>2 議論の項目・概要</p>
<p>(1) 第3回会議における議論の項目 ア 自然保護課から、ラムサール条約の登録に関する環境省ヒアリングの結果について説明 イ 自然保護課から、市川市行徳漁業協同組合及び南行徳漁業協同組合との意見交換会の結果について説明 ウ 自然保護課から、「ラムサール条約登録湿地関係漁業協同組合アンケート再集計結果」について説明 エ ラムサール条約の登録に向けた今後のスケジュールについて</p> <p>(議論の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境省からは、ラムサール条約の先行（部分）登録について「湿地の部分的な登録は制度上は可能。ただし、その場合、全体登録ができることが前提である（全体登録への道筋がついていること）」「一部分のみで登録の条件を満たしているのか確認が必要」「三番瀬の賢明な利用を図っていくには漁協の協力が不可欠」などの意見があった。 ○2 漁協の考え方は、いずれも「漁場再生が先であり、漁場が改善されてからラムサール条約に登録すればよい。なぜ登録を急ぐのか理解しがたい」というものであった。また、部分登録についても、漁場再生が先というものであった。 ○「ラムサール条約登録湿地関係漁業協同組合アンケート再集計結果」については別添資料のとおりである。 ○12月の三番瀬再生会議までは全体登録に向けて努力し、その結果により全体登録か部分登録かの最終的な意思決定を行いたい。なお、行徳湿地を含めた登録についても、考慮する必要がある。
<p>3 議論の結論、今後の方向性、提案等</p>
<p>本WGの結論は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き三番瀬全体の登録を前提として努力する。 ・その状況を見ながら、12月の再生会議において、どの範囲で登録するのか決定する。 ・先行（部分）登録の方針が仮に決定された場合にも対応できるように、先行登録部分のみでラムサール条約に示された国際的な重要な湿地を指定するための基準を満たしているかどうかについて、県はデータの整理・分析を同時並行で進める。 ・行徳湿地の取り扱いについても検討し、地元市とも相談する。 ・県は地元3漁協の理解を進める場づくりに努める。

三番瀬再生会議への報告書

テーマ名：ラムサール条約

WG代表者名：倉阪委員

<p>1 議論の経過</p>
<p>(1) WGの構成：倉阪（代表者）、本木、木村、松崎、大野の各委員 (2) 開催状況（会場は千葉県三番瀬サテライトオフィス） 第1回会議 平成21年11月16日開催（倉阪・本木・木村委員出席） 第2回会議 平成22年2月16日開催（倉阪・木村・大野委員出席）</p>
<p>2 議論の項目・概要</p>
<p>(1) 第1回会議における議論の項目 ア 平成20年度のワーキンググループ検討結果及び制度の概要等についての事務局からの説明 イ 他地域漁協に対するラムサール条約登録に関するアンケート実施について（議論の概要） ○自然保護課から、ラムサール条約登録に関する県の取組みの経過説明及び条約登録湿地のうち三番瀬類似湿地で漁業権を有する6漁協に対し、アンケートを行うことの説明があった。地元漁協との調整状況は、船橋側の賛同は得られているが、船橋以外についてはなお調整が必要である旨の報告があった。また、先行事例の状況を把握する必要があることから、登録湿地に鳥獣保護区の設定があり漁業権を有する全漁協に対し、アンケートを行うこととなった。その結果を次回ワーキンググループで検討することとなった。項目等は倉阪委員及び自然保護課で協議することとなった。</p> <p>(2) 第2回会議における議論の項目 ア 他地域漁協に対するラムサール条約登録に関するアンケート結果について イ 倉阪委員による環境省担当官との条約登録に係る面談結果の報告等 ウ ワーキンググループのまとめ（議論の概要） ○アンケート結果については集計が終了した段階であり、今後詳細な分析が必要である。 ○倉阪委員による環境省担当官との条約登録に係る面談結果の報告の内容等を踏まえ議論が行われた。主な論点は以下のとおり。 ・国では2012年に開催されるCOP11に向けて、2010年度中に国指定鳥獣保護区特別保護地区指定のための地元における調整を終了する必要があると考えているので、そのスケジュールに合わせる必要があると考えられている。 ・三番瀬はできれば全体での登録が望ましいが、もし船橋側だけ登録する場合は、その区域内で登録基準を満たしているというデータが必要になる。</p>
<p>3 議論の結論、今後の方向性、提案等</p>
<p>本WGの結論は以下のとおりである。 「2012年に実施される次回締約国会議における登録を目指すためには、2010年度中に、関係者の合意形成を前提とした地元としての明確な意思表示を行う必要がある。 そのため、2010年度中に、まずは、三番瀬全体での登録を目指すために努力をするとともに、これが困難である場合は、船橋地域の登録を目指す。 船橋地域の登録については、同地域のみでラムサール条約に示された国際的な重要な湿地を指定するための基準を満たしているかどうかについて、データの整理・分析が必要である。</p>